「法務省システムの平成32年度更改に伴う 固定資産税業務の改革について ~法務局電子 データ活用による効果と、法務省システム更改 の現状報告~」

京都府八幡市市民部課税課課長補佐 山本 篤志 主事 白川 優子

### 1. 平成32年度登記情報システム更改の内容

(1) 法務局からの異動通知データの取扱い変更 平成28年10月14日法務局民事局補佐官通知 及び平成29年4月国と地方のシステムWG資料 から、「オンラインによりいつでも登記情報を 提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度 からの運用開始を目指す。」との記述から取り 扱いが変更されることが明らかとなった。

## ◆資料から明らかとなったこと

- ①法務局からの情報提供は、政府共通ネットワーク、LG-WANネットワークを介し、情報連携サーバによって行う。
- ②連携サーバ(ネットワーク)を利用することでセキュリティを確保する。
- ③連携サーバにより、提供・受領にかかる労力を削減する。
- ④地図、地積測量図、建物図面等もデータで提供される。

異動通知の電子化(USBでの提供)が全国で断られるケースが発生していたが、紙面とデータの提供が非効率であることが大きな要因であり、法務局の効率化を図るためペーパーレス化が目的と想定する。しかし詳細が不明であることから法務省に問い合わせを行った。

#### (2) 法務省からの回答

- I. 情報連携サーバで取り扱う種類と仕様
  - ①市町村通知データ(異動通知)…CSV形式
  - ②地図、地積測量図、家屋図等…TIFF形式
  - ③登記情報PDF…PDF形式
  - ※市町村通知の一部又は全部が編集できない 物件の登記事項を確認するためのデータ
  - ④登記情報CSV…CSV形式
  - ⑤価格額情報 CSV データ… CSV 形式
- Ⅱ. ネットワークの仕様・接続仕様
  - ①現在調整中

#### Ⅲ. 運用開始時期

- ①現在調整中だが平成32年度当初を想定
- Ⅳ. 紙面による異動通知の取り扱い
  - ①原則、情報連携サーバを利用した情報取得 を求めるが、運用開始時期は市町村の状況 を踏まえて決定する。
- V. 平成32年度より全市町村で情報連携サーバを利用した情報取得が求められるのか
  - ①各種政府方針等で情報提供等の効率化が求められており、原則情報連携サーバを利用した情報の取得等を求める方針。

(後日、追加回答)

- Ⅵ. 電子化の目的
  - ①行政機関間の情報連携の効率化。
  - ②厳重な情報セキュリティ確保のため、USB に代え情報連携サーバを導入する。

# Ⅲ. 電子化の実施時期

①電子化の時期は総務省との合意により準備 が整った市町村から順次開始する。

## 2. 法務省からの回答に見る疑問

- ①法務省は情報連携サーバ、USB、紙の3種類 の運用を行うのか?逆に非効率
- ②紙面の提供はいつまで続くのか?
- ③仕様はいつ提供されるのか?
- ④電子化に補助金は出ないのか?

詳細な仕様がなく、紙面提供期限の明記、補助金等の設定が無ければ市町村は電子化には踏み切れない。それでは電子化は普及せず法務局、市町村とも効率化には繋がらないと考える。

# 3. 総務省・法務省への提案

市町村は業務改善・効率化を本気で考えている。補助金の設定と、法務省、総務省、都道府県、市町村、ベンダで検討会を設置するべきと、より現状にあった業務改善ツールとしての活用を提案している。

## 4. 市町村として取り組むべきこと

今後、電子化により固定資産税業務に大きな 影響を与えることから、以下の点を提案する。

- ①紙面による手作業から電子ファイルを活用 した課税事務への業務見直し
- ②対応システムの検討、費用見積、効率化・ 導入効果等の分析、他業務への活用の検討
- ③各種情報収集